

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。本町では、平成29年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

平成29年3月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従 来 分）	177,000	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	130,000	千円
		計	307,000	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総 額）	3,322,050	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会 保 障 施 策 区 分	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容	
		特 定 財 源			一 般 財 源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
		国・県 支出金	町 債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	636,120	433,159	0	14,417	188,544	11,215	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費 等
	高齢者福祉事業	266,593	5,336	2,100	51,860	207,297	12,330	老人保護措置費、高齢者福祉施設管理費 等
	児童福祉事業	1,025,856	276,968	0	95,059	653,829	38,890	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費 等
	母子福祉事業	33,009	6,444	0	540	26,025	1,548	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費 等
	その他	9,389	5,430	0	262	3,697	220	町民館及び隣保館（管理・事業）費 等
	小 計	1,970,967	727,337	2,100	162,138	1,079,392	64,203	
社会保険	介護保険事業	417,968	8,693	0	6,845	402,430	23,937	介護保険特別会計繰出金 等
	国民健康保険事業	240,185	101,109	0	3,933	135,143	8,038	国民健康保険特別会計繰出金 等
	後期高齢者医療事業	497,827	97,337	0	8,152	392,338	23,336	後期高齢者医療特別会計繰出金 等
	小 計	1,155,980	207,139	0	18,930	929,911	55,311	
保健衛生	疾病予防対策事業	82,413	4,598	0	2,983	74,832	4,451	各種予防接種事業、健診事業 等
	診療所管理運営事業	90,003	302	4,200	1,594	83,907	4,991	診療所特別会計繰出金、興津診療所管理費 等
	医療提供体制確保事業	22,687	810	0	4,319	17,558	1,044	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談 等
	小 計	195,103	5,710	4,200	8,896	176,297	10,486	
合 計	3,322,050	940,186	6,300	189,964	2,185,600	130,000		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。